平成２３年（フ）第８５５号
大阪府泉南市信達市場1699、住民票上の住所大阪府泉南市馬場２丁目１番15号
債務者　大川　裕美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８８８号
大阪府和泉市黒鳥町１丁目10番16号
債務者　平木　和美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９００号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番１―927号、前住所大阪府泉佐野市鶴原822番地の７
債務者　岡田　　明
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９０３号
大阪府泉佐野市笠松１丁目４番17―202号サニーコート、前住所大阪府泉佐野市高松北２丁目３番27―508号
債務者　安藤　浩一
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９０６号
大阪府岸和田市池尻町107番地の４
債務者　吉武　幸枝
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９０８号
大阪府岸和田市港緑町５番３―804号、前住所大阪府大阪市中央区谷町９丁目２番23号谷九城福ビル502
債務者　田中　慎一
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９１３号
大阪府和泉市黒鳥町１丁目15番７号橘アパート、前住所大阪府和泉市小田町１丁目６番11号
債務者　前田　浩邦
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９１７号
大阪府岸和田市堺町８番５号、事業所所在地大阪府岸和田市本町１番９号
債務者　鞍馬こと　山本　京三
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９１８号
大阪府泉南市信達大苗代595番地の１リーブハイツ泉南１Ｆ１号
債務者　本市　　修
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９２１号
大阪府貝塚市半田720番地１
債務者　水野チマ子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９２２号
大阪府泉佐野市大西２丁目４番19―306号、前住所大阪府泉大津市助松町２丁目14番52号福山通運株式会社社宅２―404号
債務者　加守田隆幸
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９２４号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１佐野台住宅２―403
債務者　堀井　　繁
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９２８号
大阪府和泉市箕形町５丁目８番65号
債務者　オーツ工芸こと　江川八十八
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９２９号
大阪府貝塚市新井107番地１コスモスハイム105号、前住所大阪府岸和田市流木町998番地の14
債務者　城内千恵子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９３０号
大阪府和泉市のぞみ野２丁目1264番地の６―904
債務者　井上美智枝
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９３１号
大阪府泉南郡熊取町美熊台２丁目１番１―401号
債務者　藤田恵利奈
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９３２号
大阪府和泉市室堂町５番地の１―１―606
債務者　川上　徳夫
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係